

令和7年度 整備主任者研修

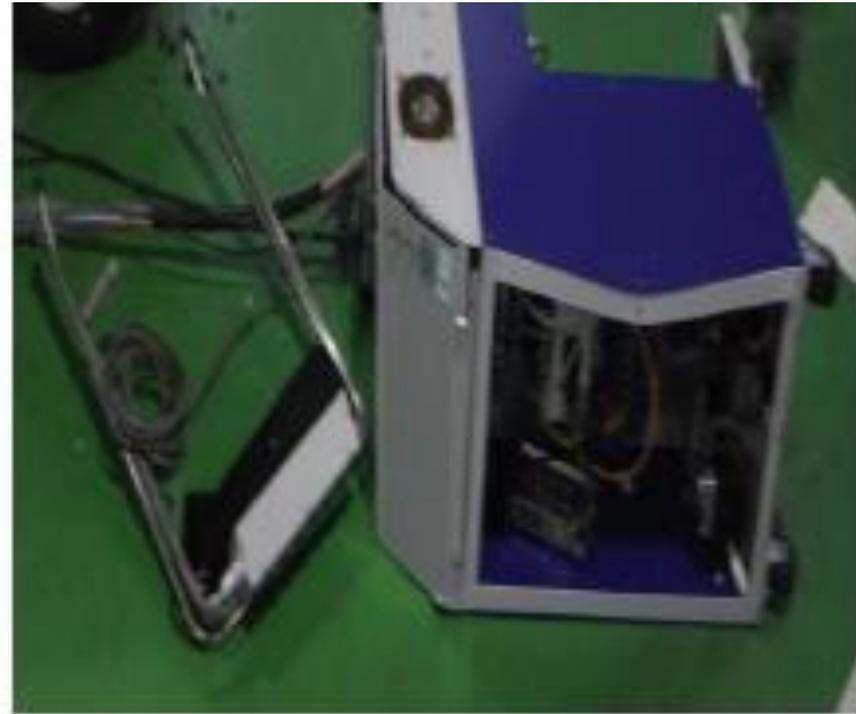


軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

構内事故について

修繕費が高額となった事故事例1



構内事故について

修繕費が高額となった事故事例2



構内事故について

排気ガス検査時における事故事例



構内事故について

下回り検査時における事故事例



構内事故について

明日は我が身かもしれません！

- 操作は落ち着いて！焦らずに！
- 再検査の時は、特に注意！
- ペダルを操作する際は、今一度確認を！
- ペダルを踏む際は、ゆっくりと！
- アクセルペダルとブレーキペダルの間隔が少ない車両は要注意！

お知らせ

令和6年8月からすれ違い用前照灯 (ロービーム)の審査方法を変更します。

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテスタによる前照灯の審査を、ロービーム照射による計測へ段階的に移行しているところです。
平成30年6月1日からは、ロービーム計測の全面施行に向けた取扱いによる基準適合性審査を実施してきましたが、開始より6年経過したこと等から、その取扱いを見直し、近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）の各検査場では、**令和6年8月1日から原則として初回入場時はロービーム計測のみでの基準適合性審査を開始**します。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車
(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く)

2. ロービーム測定のみでの審査を開始

①令和6年8月1日～

ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。
(検査コース初回入場時は、ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)
ただし再入場時(2回まで)は、これまでの取扱いをうみます。

[参考：これまでの取扱い]

- (1)ロービーム計測において、必ず右側及び左側の両方を計測する。
- (2)(1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げるものでないことが確認できた場合に限り、ハイビームに切り替えて計測する。

②令和8年8月1日～

対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します(予定)。(ロービーム計測で基準不適合の場合、再入場時のハイビーム計測は行いません)

ロービームの光度及び向き 適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものが多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始!

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる!



これらは適切な整備・調整が必要です!

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



お知らせ

平成28年12月28日

お知らせ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として下記のとおり取扱いをいたします。

記

平成29年2月以降、「検査時における車両状態」に該当しない受検車両については検査を行わないよう検査事務規程の改正を予定しておりますので、確実に修理をした後に受検していただきますようお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテルの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ ④ABS ⑤原動機



(例)



(例)



(例)



(例)



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

① 前方エアバック



② 側方エアバック



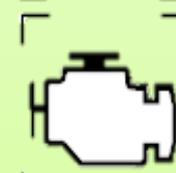
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



お知らせ

添付資料1

車検時の新たな検査項目として「OBD 検査」が追加されました。

OBD 検査ポータルサイト



「OBD 検査」とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査（車検）の検査項目として、令和6年10月以降（輸入車は令和7年10月以降）に新たに追加されました。

✓ OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、「OBD 検査対象」と記載があります。



令和3年10月（輸入車は令和4年10月）以降のニューモデルからが対象、それ以外は対象外

記載があっても以下の場合には検査不要です

- 車検の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- 車検の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない。

どんな装置を検査するの？



- 制動装置 (ABS, ESC, EVSC, BAS, AEBS)
- かじ取装置 (高度運転者支援ステアリングシステム)
- 自動運転装置
- 車両接近通報装置 (AVAS)
- 排出ガス発散防止装置

OBD検査対象車の受検時のお願い事項について

令和6年10月から、OBD検査対象車については、車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）を実施します。

つきましては、OBD検査の円滑な実施のため、以下お願い事項につきまして、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車

車検証



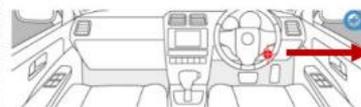
電子車検証



2. 検査コースに並ぶときのお願い事項

運転席下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いいたします。



※確認し、カバーは運転席下の右下または右下下などにあります。



お知らせ

すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準

(概要)

すれ違い用前照灯について、周囲の明るさに応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有さなければならないこととする。

(適用時期)

新型生産車：令和2年4月

継続生産車：令和3年10月

お知らせ

オートライト車のスピード検査について



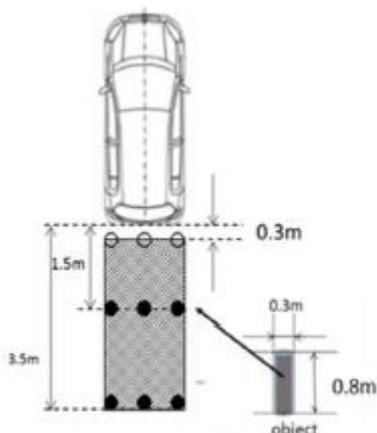
お知らせ

後退時車両直後確認装置に関する基準

(適用時期)

新型生産車：令和4年5月

継続生産車：令和6年5月**11月**



装置に求められる確認範囲
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例
(日産セレナ)

お知らせ

後退時車両直後確認装置に関する基準

(概要)

車両後退時における事故を防止するために、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を、自動車に備えなければならないこととする。

検査における注意事項

1. 受検中（コース内）での喫煙及び、携帯電話の使用は敷地等における秩序維持のため、受検者の禁止事項として定められています。
2. 車台番号、原動機型式は見やすいようにご協力お願いします。



禁煙
No smoking



携帯電話電源OFF
Please power off the mobile phone

検査における注意事項

3. 荷台の積載物は降ろした状態で受検をお願いします。



検査における注意事項

4. ボンネットの開閉の際、支持棒等を掛けてください。また、エンジンの停止をお願いいたします。



検査における注意事項

5. ヘッドライトテスターでの測定時は、車両から降りないで下さい。



窓口における注意点について

『軽自動車検査証返納確認書』発行終了のお知らせ

令和7年8月

(一社)全国軽自動車協会連合会では、自動車検査証返納証明書交付申請(一時使用中止)の際に『軽自動車検査証返納確認書』を発行してまいりましたが、**令和7年11月28日(金)をもって、同確認書の発行を終了**します。

従来、軽自動車検査協会に提出される当該確認書は、譲渡証明書として取り扱われておりましたが、発行終了後は、道路運送車両法第33条第1項に定められている事項を記載した譲渡証明書を提出してください。



なお、発行済みの同確認書につきましては、**12月1日(月)以降も引き続き、譲渡証明書として利用することが可能です。**

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

譲渡証明書の様式は軽自動車検査協会のホームページから

ダウンロードすることができます。



ダウンロードはこちら

第21号様式(譲渡証明書)

譲 渡 証 明 書			
次の自動車を譲渡したことを証明する。			
車名	型式	車台番号	原動機の型式
譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所		譲渡人印
備考			

(日本産業規格A列5番)

(注) 型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること

ご清聴

ありがとうございました



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization